

子発0331第14号
令和5年3月31日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長

「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」の一部改正について

本年3月27日、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第38条及び第35条の4を改正する「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」（令和5年政令第77号）が公布され、また、3月31日、「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」（令和5年厚生労働省令第59号）が公布され、令和5年4月1日より施行されることを踏まえ、また、保育所等における事案が繰り返し発生している昨今の状況を鑑み、今般、「児童福祉行政指導監査の実施について（通知）」（平成12年4月25日児発第471号）を別紙のとおり改正することとしましたので、各都道府県に置かれては、十分御了知の上、貴管内市区町村に周知するとともに、関係部局及び市区町村と連携の上、その運営に遺漏のないよう配慮いただくようお願いします。